○国土交通省令第六十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）			
所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
関東地方整備局	（略）			
	東京第一営繕事務所	東京都文京区	埼玉県及び東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区及び港区）	営繕工事及び実地指導
	（略）			
（略）				

改正前			
別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）			
所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
関東地方整備局	（略）			
	東京第一営繕事務所	東京都新宿区	埼玉県及び東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区及び港区）	営繕工事及び実地指導
	（略）			
（略）				

附　則

この省令は、令和八年七月二十七日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（水環境研究官） **第三十九条の四**　河川研究部に、水環境研究官一人を置く。 2　水環境研究官は、河川等及び海岸の環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。